

# 山梨県公報

第二千八百号

平成二十三年

二月三日

木曜日

## 目次

### 告示

道路の区域変更……………六五

### 公告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………六五

### 公安委員会

山梨県暴力団排除条例施行規則……………六六

## 告示

### 山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月二十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十三年二月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番地の一地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番地の一地先まで	旧	七・〇	二二二・八
	新	七・〇	二二二・八

## 公告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成二十三年二月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
笛吹市境川町石橋字上永塚一四七一の一、一四七一の二、一四七一の三、一四七三の一、一四七三の二、一四七三の三、一四七三の四、一四八三の二、一五〇〇の一、一五〇〇の二、一五〇〇の三、一五〇〇の四、一五〇〇の五、一五〇〇の六、一五〇〇の七、一五〇〇の八、一五〇〇の九、一五〇〇の一〇、一五〇〇の一〇、一五〇〇の一〇及び一五〇〇の一〇の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲斐市西八幡千七百七十四番地 株式会社フローレン 代表取締役 福沢 敏雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成二十三年二月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
北杜市白州町下教来石字竹花五四の一、五四の二、五四の三、五四の四、五四の五、五四の六、五四の七、五四の八、五四の九、五四の一〇、五四の一〇、五四の一〇及び五四の一〇の区域

- 一九五の二、一九六の一、一九八、一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の一、二〇一の一、二〇一の二、二〇二の三、二〇三の一、二〇三の二、二〇四及び道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県熊本市小山町千八百四十六番地 熊本県果実農業協同組合連合会 代表理事  
会長 浦田 勝

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第二号

山梨県暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

平成二十三年二月三日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

#### 山梨県暴力団排除条例施行規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。）第十七条第一項第十号及び第二十四条から第二十六条までの規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設）

**第二条** 条例第十七条第一項第十号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 山梨県立青少年センター
- 二 山梨県立愛宕山少年自然の家
- 三 山梨県立八ヶ岳少年自然の家
- 四 山梨県立なかとみ青少年自然の里
- 五 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里

六 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター  
（調査の手続）

**第三条** 山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第二十四条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（第一号様式）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、出頭すべき日時及び場所を明記した上、口頭による当該説明を求めることができる。

3 条例第二十四条の規定により文書による説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（第二号様式）を提出するものとする。

4 公安委員会は、第一項の規定による求めについては、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間において行うものとする。

5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭による説明の聴取）

**第四条** 公安委員会は、条例第二十四条の規定により口頭による説明を求めたときは、警察本部長が別に指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

2 条例第二十四条の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（第三号様式）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（第四号様式）により口頭による説明を求められた者に通知しなければならない。

（勧告の方法）

**第五条** 条例第二十五条に規定する勧告は、勧告書（第五号様式）により行うものとする。

（事実の公表の方法等）

**第六条** 条例第二十六条第一項の規定による公表は、山梨県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

一 公安委員会が公表しようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となる事実

（意見を述べる機会の付与）

**第七条** 公安委員会は、条例第二十六条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見聴取通知書（第六号様式）により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知することができる。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（第七号様式）の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料その他の必要な資料を提出することができる。

5 公安委員会は、第一項の規定による通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までには相当な期間をおいて行うものとする。

6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

（口頭による意見の聴取）

**第八条** 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が別に定める警察職員に意見を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第八号様式）により意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかつたときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書（第九号様式）により当事者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

**第九条** 説明若しくは資料の提出を求められた者又は当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（第十号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者等は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失つたときは、代理人資格喪失届出書（第十一号様式）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（委任）

**第十条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要事項は、警察本部長が別に定める。

**附則**

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(表面)

第1号様式(第3条関係)

説明・資料提出要求書

梨公委( )発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例第24条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は提出資料の内容	
備 考	

説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

- 注1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、山梨県暴力団排除条例第26条第1項の規定により、公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。  
  
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、山梨県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を山梨県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

説明・資料提出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

山梨県暴力団排除条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	梨公委( )発第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第3号様式(第4条関係)

説明日時等変更申出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所  
氏 名



山梨県暴力団排除条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付		梨公委( )発第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

第4号様式(第4条関係)

説明日時等決定通知書

梨公委( )発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例施行規則第4条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料 提出要求書 の番号及び日付	梨公委( )発第 号 年 月 日
---------------------------	---------------------

説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

説明の日時又は場所の不変更決定

説明の日時又は場所 を変更しない理由	
-----------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。



第5号様式(第5条関係)

勧告書

梨公委( )発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会



山梨県暴力団排除条例第25条の規定により、次のとおり勧告します。

<p>勧告の原因となる事実</p>	
<p>勧告の内容</p>	

この勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、山梨県暴力団排除条例第26条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(表面)

第6号様式(第7条関係)

意見聴取通知書

梨公委( )発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会



次のとおり意見の聴取を行いますので、山梨県暴力団排除条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。

- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、山梨県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、山梨県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので代理人の住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を山梨県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見聴取通知書を持参してください。

申述書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

山梨県暴力団排除条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の番号及び日付	梨公委( )発第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第8号様式(第8条関係)

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名



山梨県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の 番号及び日付		梨公委( )発第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
変更申出の理由			

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

意見の聴取日時等決定通知書

梨公委（ ）発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり通知します。

意見聴取通知書 の番号及び日付	梨公委（ ）発第 号 年 月 日
--------------------	---------------------

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

意見の聴取の日時又は場所の不変更決定

意見の聴取の日時又は 場所を変更しない理由	
--------------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。



第11号様式(第9条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名



私の代理人は、その資格を失ったので山梨県暴力団排除条例施行規則第9条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出書又は 意見聴取通知書の番号及び日付	梨公委( )発第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	